

# IV 産業衛生活動

## 【衛生委員会の構成員】

委 員 名	職 名	氏 名
総括衛生安全管理者	総務・財務担当副学長	大 矢 繁 夫
産業医及び学校医	そとぞの内科院長	外 園 光 一
安全管理者	施設課長	澤 口 哲 也
衛生管理者	看護師	佐 藤 希 代 巳
5号委員	一般教育系准教授	石 崎 香 理
5号委員	企業法学科准教授	國 武 英 夫
5号委員	教務課大学院係長	島 中 勇

## 【衛生委員会会議】

会 議 開 催 月	主 要 議 題 等
第1回 平成26年4月	平成26年度安全衛生管理計画の策定について 平成26年度衛生委員会の開催日程について
第2回 5月	構内での喫煙について
第3回 6月	構内喫煙対策について
第4回 7月	(メール開催:報告事項のみ)学内定期巡視について
第5回 9月	平成26年度職員健康診断について 文部科学省共済組合予算による福利厚生事業について
第6回 9月	平成26年度AED講習会について
第7回 11月	(メール開催:報告事項のみ)平成26年度教職員定期健康診断の実施について 等
第8回 11月	平成27年度胃がん・肺がん検診の実施方法について
第9回 平成27年1月	インフルエンザ予防ワクチン接種料金補助事業の報告について
第10回 3月	文部科学省共済組合予算による福利厚生事業について
第11回 3月	(報告事項のみ)学内定期巡視について

## 【保健管理センターの主な活動】

実施月日	内容
11月13日(木)、17日(月)、 11月20日(木)、27日(金)	教職員対象インフルエンザ予防接種の実施 学内83名 外部医療機関での実施6名 合計89名

# V 調査・研究報告

## 1. アルコールパッチおよびスクリーニングテスト

### (1)概要

今年のスクリーニングテストはTASTテストからAUDIT (The Alcohol Use Disorder Identification Test)に変更して実施した。このテストでは現在の飲酒習慣が適切なものかを判定することが出来る。

また、適正を欠いた飲酒の危険性や、不幸な結果をもたらす周囲への深い影響、もしもの時の対処方法についてまとめられた「STOP! アルコールハラスメント」と題するDVDを上映した。

### (2)実施要領

対 象 : 全学年、教職員

実施期間 : 5月13日(月)～5月31日(金) 9:00～16:30

周知方法 : 学内ポスター掲示、保健管理センターホームページに掲載

手 順 :

- ① 学生番号、性別を受付けで記載
- ② アルコールパッチテストの方法を説明後、パッチを貼付
- ③ 判定までの待ち時間に、AUDITテストを実施
- ④ 上記同様の時間に「STOP! アルコールハラスメント」と題するDVDを放映(17分)
- ⑤ パッチテストの判定後、結果判定票(図1参照)を配布

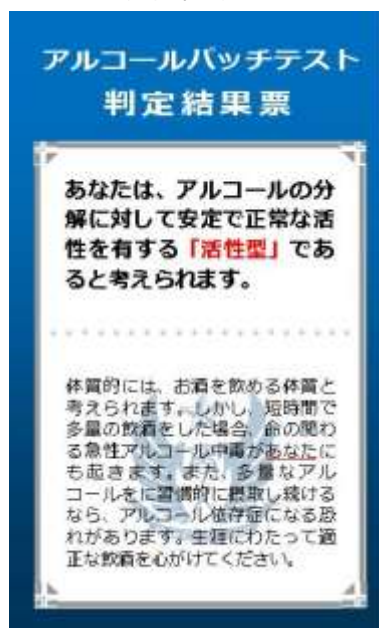
その他 : 各種パンフレットおよび小冊子を配置

図1 配布したカード

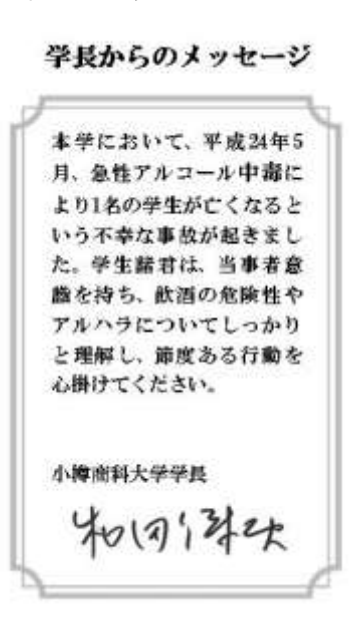
(判定結果が陽性)



(判定結果が陰性)



(各カードの裏面)



### (3)検査方法

#### 《アルコールパッチテスト》

70%エタノールを含ませたパッチテスト用の絆創膏を上腕の内側に7分間貼付する。  
絆創膏をはがし、10分後に皮膚の状態を観察する。皮膚に発赤があれば陽性と判断する。

#### 《AUDITスクリーニングテスト》

設問1～10までを回答し、配点を合計する。合計点で飲酒の危険度を評価する。  
(飲酒経験のない者は0点となり非飲酒群のゾーン4に分類される)

### (4)結果

#### 1)集計結果

表1 参加数(性別)

	学生	職員等	合計
男	215	1	216
女	178	4	182
合計	393	5	398

図2 過去7年間の参加数

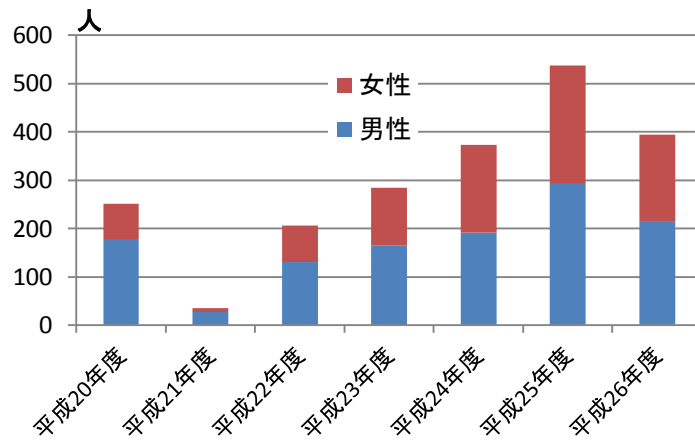


図3 学年別参加割合

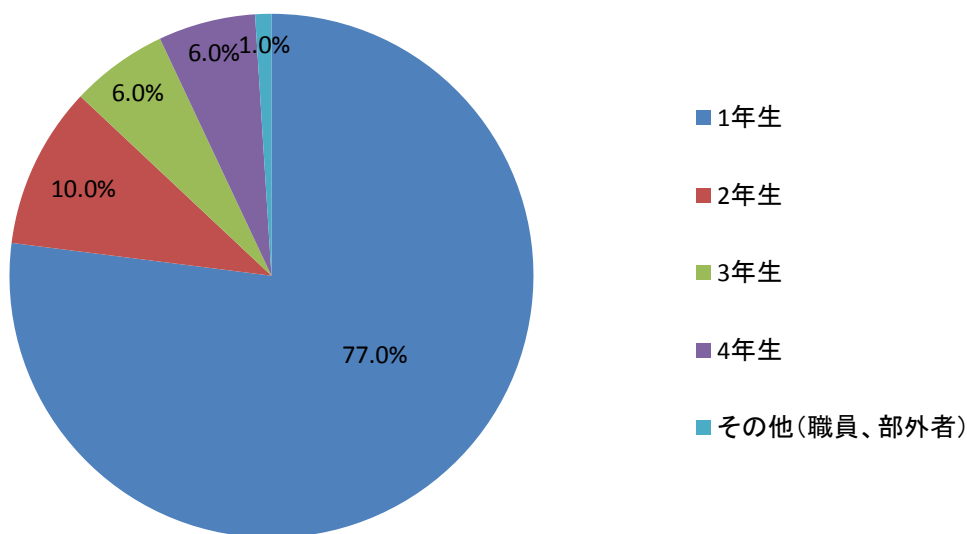


図4 日別参加数

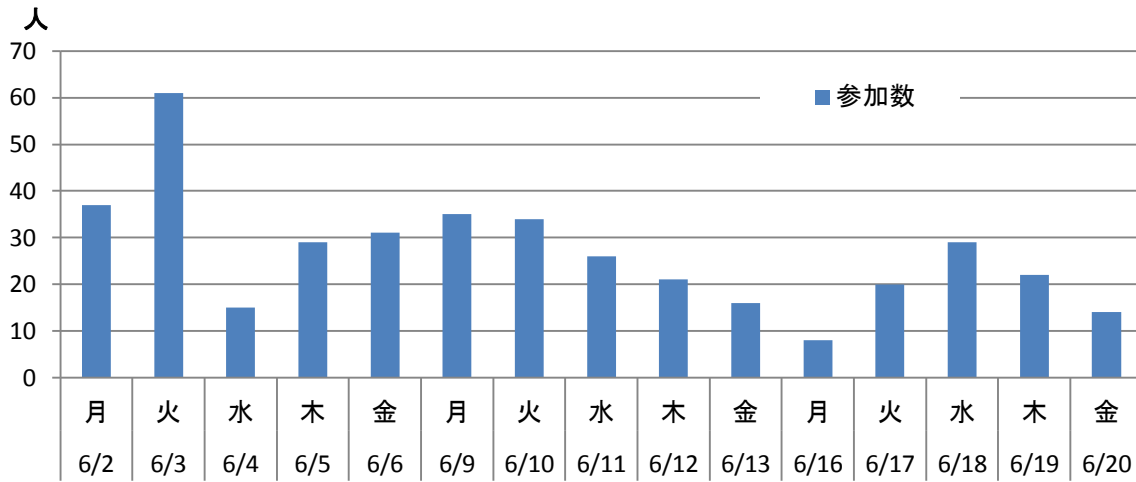


表2 アルコールパッチテスト結果 (学生)

	陽性(+)		陰性(-)		合計※
男子	108	50.2%	107	49.8%	215
女子	78	44.1%	99	55.9%	177
合計	186	47.4%	206	52.6%	392

※判定結果不明者1名を除く

表3 AUDITテスト結果 (学生)

重症度	点数	男性	女性
非飲酒群	0点	123	115
危険の少ない飲酒群	1～9点	88	48
危険な飲酒群	10～19点	10	7
アルコール依存症疑い群	20点以上	2	0

## 2. 体組成測定

### (1) 概要

平成9年に「体脂肪測定」を開始し、平成18年からは「体組成測定」に変更し継続している。毎年、サークルや部活単位で測定に訪れる学生が多い。また、この期間に測定に訪れるだけでなく、普段もたびたび測定に来所する学生がいる。健康診断時と現在の体重の変化をチェックしたり、日ごろの運動やダイエットの効果を確認する機会にしているようである。

### (2) 実施要領

実施期間：7月14日(月)～7月18日(金) 9:00～16:30

対象者：全学生、教職員

測定器：TANITA デュアル周波数体組成計 DC-320(スタンダードで測定)

周知方法：ホームページに掲載するとともに学内各所にポスターを掲示した。

(使用したポスター)



「体組成」とは、体脂肪や筋肉、骨など私たちの体を構成する組織のことです。自分の身体の状態を知ることによって、より効果的な健康管理ができます。

**日時：7月14日(月)～18日(金)**

**9:00～16:30** (但し、12:00～13:00昼休み)

**場所：保健管理センター1F計測室**

主催・問合せ先 保健管理センター TEL0134-27-5266

## (2)集計結果

表1 参加数

	学生	職員	合計
男性	112	1	113
女性	65	3	68
合計	177	4	181

図1 過去五年間の参加数

※平成21年は未実施

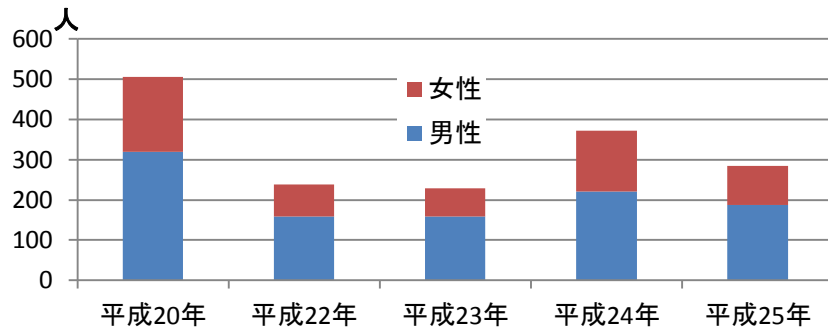


表2 各測定値の平均と標準偏差値

性別	人数	平均年齢	平均身長(cm)	平均体重(Kg)	平均体脂肪率(%)	平均BMI	平均肥満度(%)	平均筋肉量(Kg)
男性	112	20.2	171.4	61.6	12.9	21.0	-4.9	7.3
		SD 1.7	SD 6.0	SD 6.6	SD 4.4	SD 2.0	SD 8.7	SD 2.3
女性	65	20.6	158.7	50.3	24.0	20.0	-9.2	6.2
		SD 2.1	SD 5.4	SD 10.1	SD 7.2	SD 3.7	SD 17.0	SD 2.6

図2 階級別体脂肪率

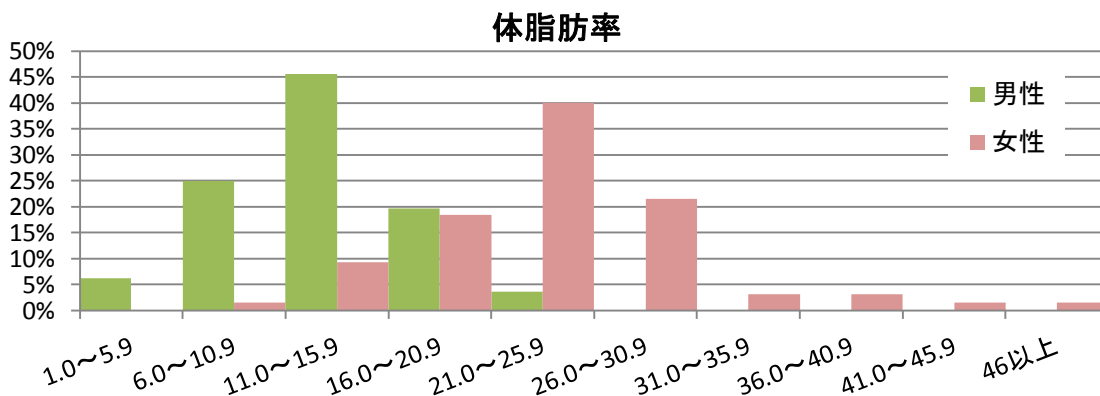
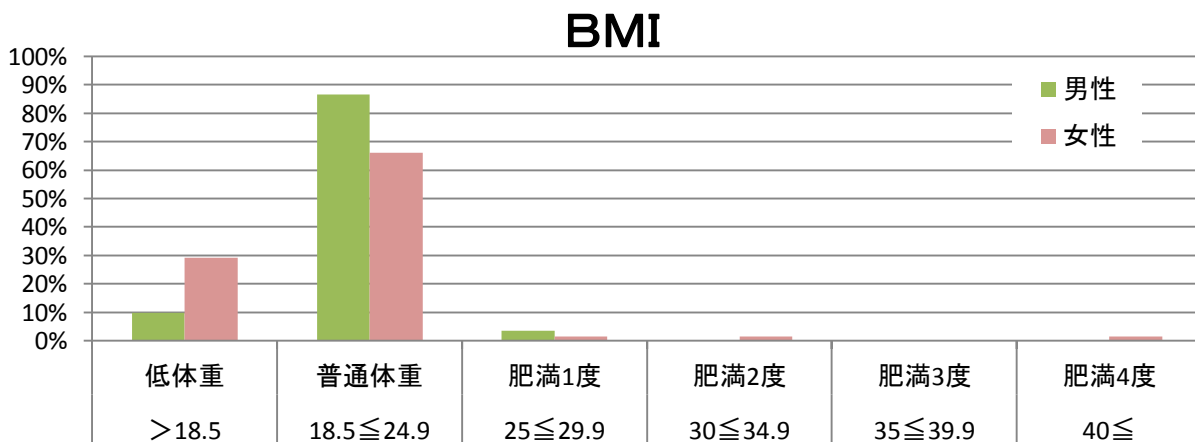


図3 階級別BMI



## 2. 感染症対策

### (1)「予防接種歴および感染症罹患歴調査」について

#### 1) 調査概要

新入生を対象に「予防接種履歴および感染症罹患歴調査」を実施している。  
主に調査の対象としたのは、結核（BCG）、麻疹、風疹、耳下腺炎、水痘及び三種混合ワクチンの接種状況とそれらの感染症の罹患の有無である。それ以外の感染症については、自由記載とした。  
質問紙への回答は罹患の「有」「無」などを選択する方法を採用し、もし罹患があった場合に分かる範囲で年齢を記載するよう依頼した。また、任意で調査票の裏面に母子手帳及び予防接種済証のコピーの添付を求めた。

調査票に依頼書を添付したが、そこに、インフルエンザおよび各種感染症予防への留意をお願いする文章を書き添えた。

#### 2) 集計結果

表1 提出状況

対象学生数	提出者	提出率
590	403	68.31%

表2 予防接種の状況

予防接種 接種の有無	予防接種						備考
	BCG	麻疹	風疹	水痘	耳下腺炎	三種混合	
済	390	318	290	204	256	369	子宮頸ガン 76
一部または一回のみ		64	84			24	日本脳炎 23
未	9	12	25	185	136	9	
不明	4	9	4	14	11	1	

表3 罹患履歴

疾患 罹患の有	疾患							備考
	結核	麻疹	風疹	水痘	耳下腺炎	百日咳	その他	
有	2	31	43	257	110	0	17	
なし	363	332	320	135	266	360	387	
不明	38	40	39	11	27	43		

表4 予防接種の有無と罹患履歴のクロス集計

予防接種の有無	罹患状況								備考	
	なし	あり	不明	合計						
BCG (結核)	なし	8	2.0%	0	0.0%	1	0.2%	9	2.2%	内16件は母子手帳 の記録より
	あり	351	87.1%	2	0.5%	37	9.2%	390	96.8%	
	不明	4	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	1.0%	
	合計	363	90.1%	2	0.5%	38	9.4%	403	100.0%	
麻疹	1回	39	9.7%	17	4.2%	8	2.0%	64	15.9%	内43件は母子手帳 の記録より
	2回	282	70.0%	6	1.5%	30	7.4%	318	78.9%	
	なし	6	1.5%	5	1.2%	1	0.2%	12	3.0%	
	不明	5	1.2%	3	0.7%	1	0.2%	9	2.2%	
	合計	332	82.4%	31	7.7%	40	9.9%	403	100.0%	
風疹	1回	54	13.4%	20	5.0%	10	0.4%	84	20.8%	内57件は母子手帳 の記録より
	2回	250	62.0%	14	3.5%	26	8.7%	290	72.0%	
	なし	13	3.2%	9	2.2%	3	8.7%	25	6.2%	
	不明	3	0.7%	0	0.0%	1	0.2%	4	1.0%	
	合計	320	79.4%	43	10.7%	40	9.9%	403	100.0%	
水痘	なし	17	4.2%	166	41.2%	2	0.5%	185	45.9%	内4件は母子手帳 の記録より
	あり	116	28.8%	80	19.9%	8	2.0%	204	50.6%	
	不明	2	0.5%	11	2.7%	1	0.2%	14	3.5%	
	合計	135	33.5%	257	63.8%	11	2.7%	403	100.0%	
耳下腺炎	なし	50	12.4%	80	19.9%	6	1.5%	136	33.7%	内4件は母子手帳 の記録より
	あり	212	52.6%	25	6.2%	19	4.7%	256	63.5%	
	不明	4	1.0%	5	1.2%	2	0.5%	11	2.7%	
	合計	266	66.0%	110	27.3%	27	6.7%	403	100.0%	

※ 三種混合については対象の疾患の罹患がなかったため表4には掲載していない。

表5 その他の疾患

病名	人数
手足口病	4
伝染性紅斑	9
溶連菌感染	7
川崎病	1
その他	2
合計	23



## (2)「感染症登校許可証明書」について

提出状況等は「Ⅲ－5 健康診断証明書等の発行および諸証明の提出状況」の項を参照。

## (3)教職員麻疹抗体検査および予防接種の実施状況

表6 雇入れ時健診時の麻疹抗体検査の実施状況及び予防接種実施状況

実施年度	性別	抗体検査 実施数	抗体価8.0未満 (IgG抗体EIA 法)	抗体定性 (IgG4.0未満)(- )	予防接種 実施数	備考
2009年度	男性	8	0	0	0	
	女性	11	1	0	0	
2010年度	男性	13	4	2	0	
	女性	6	2	1	0	
2011年度	男性	4	3	1	3	予防接種実施数に昨 年度の抗体検査実施 者を含む
	女性	8	0	0	1	
2012年度	男性	10	1	1	0	
	女性	10	2	1	1	
2013年度	男性	13	3	1	0	
	女性	23	6	2	2	
2014年度	男性	5	4	1	1	
	女性	12	2	0	0	
合計	男性	48	11	6	3	
	女性	58	11	4	4	

# VI 教育・広報活動

## 1. 刊行物

大学の広報誌「学園だより」に保健管理センターからのお知らせを掲載した。

### 【保健管理センターだより】

「学園だより」2015 SPRING vol.177号より

図1 飲酒に対する注意喚起と保健管理センターの案内

飲酒事故に注意

保健管理センターからのお知らせ

## 危険な「イッキ飲み」、 「アルハラ」をなくすために

一昨年、本学で飲酒事故があり、一人の若く貴重な命が失われてしまいました。私たちはそのことを深く心に刻まなくてはなりません。未成年飲酒や飲酒運転、飲酒の強要は、明らかに社会のルールに反する行為です。万が一、こうした行為に巻き込まれそうになったとしても、警鐘に促されるのではなく、毅然とした態度で「NO」を表明し、自身と周囲の人たちの未来を守ってください。  
保健管理センター所長 杉山 誠

アルハラの実態 5項目	
1. 飲酒の強要	上下関係・部の伝統・集団によるはやりで、罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むこと。
2. イッキ飲み	場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争などをさせること。「イッキ飲み」とは一息で飲み干すこと。早飲みも「イッキ」と同じ。
3. 意図的な酔いつぶし	酔いつぶすことを意図して、飲み会を行なうことで、傷害行為にもあたるといふケースでは吐くための保やバケツ、「つぶれ部屋」を確保していることもある。
4. 飲めない人への配慮を欠くこと	本人の体質や意向を無視して飲酒をすすめる、宴会に酒類以外の飲み物を用意しない、飲めないことをからかったり侮辱する、など。
5. 酔ったうえでの迷惑行為	酔っ払いによる、暴言・暴力、セクハラ、その他のひんしゅく行為。

※一つでもあてはまったら、アルハラになります。

宴会主催者・参加者の「5つの責任」

- ① アルハラをなくすこと。飲酒にまつわる嫌がらせ・人権侵害をしない。  
飲めない人への配慮として、ノンアルコール飲料を用意すること。
- ② 吐く人を出さないこと。「吐けば大丈夫」という考え方は非常に危険であると認識する。  
限界以上に飲ませないよう心がけること。
- ③ 酔いつぶれた人が出たら、介抱し、保護すること。決して放ったらかしにしてはいけない。  
救急医療に連絡するなどの対応をとること。
- ④ 未成年者に飲酒させないこと。法律で禁止されている。  
20歳未満は身体が未発達なため、飲酒による影響が大きいということを忘れないこと。
- ⑤ 車を運転する予定の人に飲酒させないこと。飲酒した人はもちろん、勧めた人も法的に罰せられる。  
飲酒運転が惨劇を生み出すことを理解すること。

注：「イッキ飲み防止連絡協議会ホームページ」より（一部改題）

INFORMATION

当センターではアルコールについて正しい知識を学べるDVDの放映と、「アルコールパッチテスト」を6月中旬頃に開催する予定です。〔詳細は後日掲示等でお知らせいたします〕アルコールを代謝する能力の違いは生まれつきの体質が関係しています。まずは簡単な検査で自分の体質を調べてみませんか？みなさんのご参加をお待ちしています。

保健管理センター

## 2. 講演

▶ メンタルヘルスセミナー

演題 「ストレスと上手に付きあうために」

講師 保健管理センター所長 杉山 成 教授

日時 平成26年12月4日(金) 12:50~14:30

対象 全学生

場所 小樽商科大学 第4講義棟 160番教室

内容 ストレス度チェック、ストレスのメカニズム、マインドフルネス瞑想の体験、等

図1 講演の様子



# Ⅶ 施設・管理体制

## 1. 保健管理センター規程

昨年、保健管理センター設立当初に制定された(平成47年12月6日)保健管理センター規程は廃止され、新たな規程が制定された。同時に保健管理センター運営委員会が再組織され、その規定が盛り込まれた。

### ○小樽商科大学保健管理センター規程

(平成25年3月12日制定)

#### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 小樽商科大学学則第6条第2項の規定に基づく小樽商科大学保健管理センター(以下「センター」という。)の管理運営に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 センターは、小樽商科大学(以下「本学」という。)の学生及び教職員の健康の増進、疾病の予防及び早期発見その他保健管理に関する専門業務を行うことを目的とする。

#### 第2章 業務及び組織

(業務)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 定期及び臨時の健康診断
- (2) 健康診断の事後措置等健康の保持増進についての必要な指導
- (3) 健康相談及び指導助言
- (4) 精神衛生に関する相談及び指導助言
- (5) 応急処置
- (6) 感染症の予防及び学内の環境衛生の改善
- (7) 飲酒及び薬物乱用防止等に関する教育及び啓発
- (8) 学内の保健管理に関する実施計画の企画及び立案
- (9) 保健管理の充実向上のための調査研究
- (10) その他保健管理に関して必要な専門的業務、教育及び啓発

(組織)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 専任教員(医師の資格を有する者)

(3) 医療技術職員(看護師等の資格を有する者)

(4) カウンセラー

(5) その他必要な職員

2 所長は、センターの業務を掌理する。

3 専任教員は、前条各号に掲げる業務のほか、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に定める学校医としての業務

(2) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)及び国立大学法人小樽医科大学職員安全衛生管理規程に定める産業医としての業務

4 医療技術職員は、前条各号に掲げる業務を行う。

5 カウンセラーは、精神衛生に関する相談等の専門的業務を行う。

(所長の選考等)

第5条 所長の選考は、本学専任教員又は役員のうちから第7条に規定する運営委員会が推薦し、学部・大学院合同教授会の議を経て学長が行う。

2 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 所長に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(学校医等の委嘱)

第6条 学校医及び産業医に欠員が生じた場合は、所長の推薦に基づき、次条に規定する運営委員会の議を経て学長が委嘱する。

2 カウンセラーは、所長の推薦に基づき次条に規定する運営委員会の議を経て学長が委嘱する。

### 第3章 運営委員会等

(運営委員会)

第7条 センターに、センター業務の運営に関する必要な事項を審議するため、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第8条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 学生及び教職員の保健管理の基本方針に関する事項

(2) センターの事業計画に関する事項

(3) 所長候補者の推薦に関する事項

(4) センターの専任教員の選考に係る基本方針に関する事項

(5) 学校医、産業医及びカウンセラーの選考に関する事項

(6) その他センターの運営に関する事項

(組織)

第9条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 所長

(2) センターの専任教員

(3) 医療技術職員

(4) 学長が指名した教員3名

(5) 学務課長

(6) 総務課長

(7) その他学長が必要と認めた者若干名

(任期)

第10条 前条第4号及び第7号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第11条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第12条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

#### 第4章 雑則

(事務)

第13条 センターに関する事務は、学務課において、各課室の協力を得て行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て所長が定める。

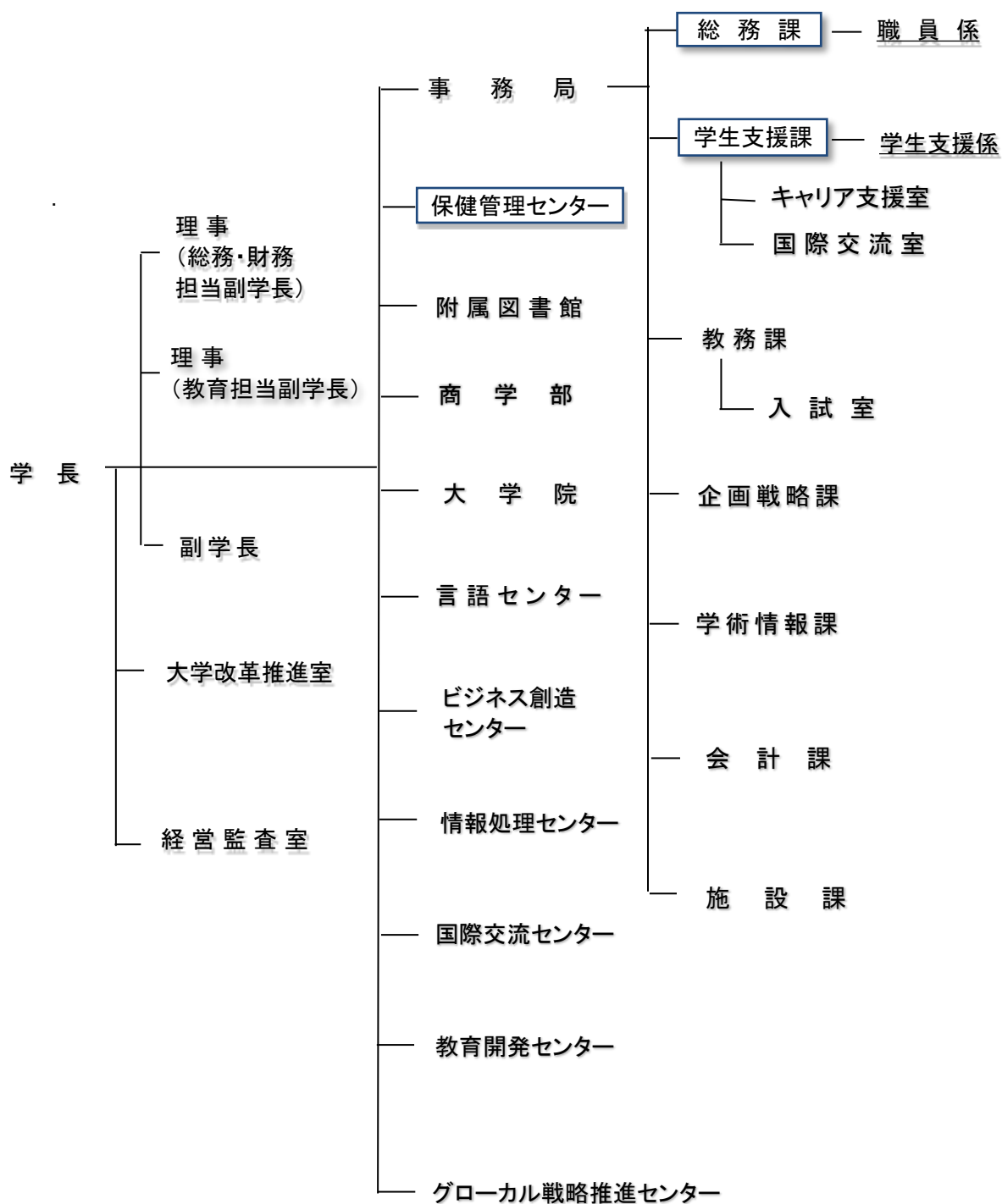
#### 附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に所長である者の任期については、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 2. 組織機構図

平成27年10月1日



### 3. 関係委員会・職員

#### 【保健管理センター運営委員会】

区分	所属	職名	氏名
委員長	保健管理センター所長	教授	杉山 成
	一般教育	教授	花輪 啓一
委員	アントレプレナーシップ専攻	教授	奥田 和重
	企業法学科	教授	片桐 由貴
	総務課	課長	見永 博英
	学務課	課長	佐藤 和則
	保健管理センター	看護師	佐藤 希代巳

#### 【衛生委員会】

※ IV産業衛生活動の項を参照

#### 【保健管理センター職員】

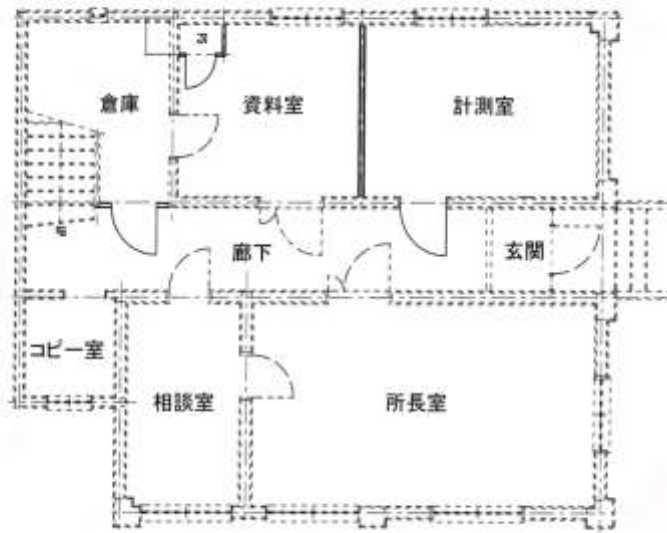
職名	氏名	備考
所長	杉山 成	
臨床心理士（非常勤）	秋谷 博夫	
臨床心理士（非常勤）	今井 智香子	
看護師	佐藤 希代巳	
看護師（非常勤）	田中 政子	



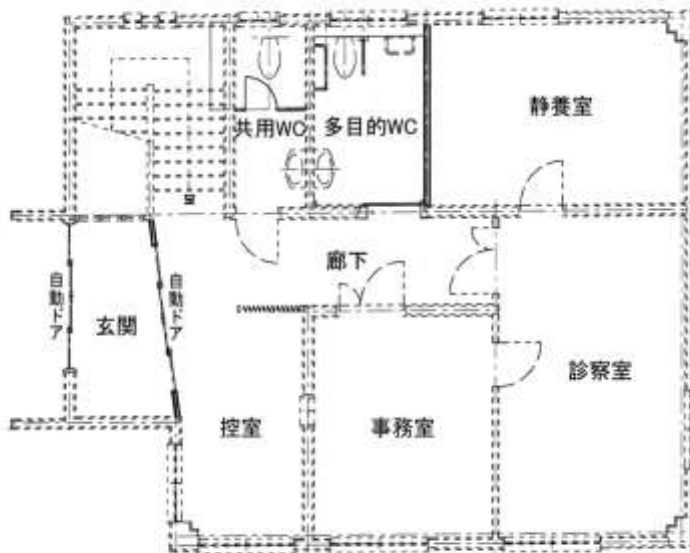
## 4. 保健管理センター平面図・配置図

### 【平面図】

建物構造：CB2階建  
建物面積：延211㎡



1階平面図



2階平面図

# 小樽商科大学保健管理センター報告書

平成 26 年度

発行 平成 28 年 3 月

## 編集・発行

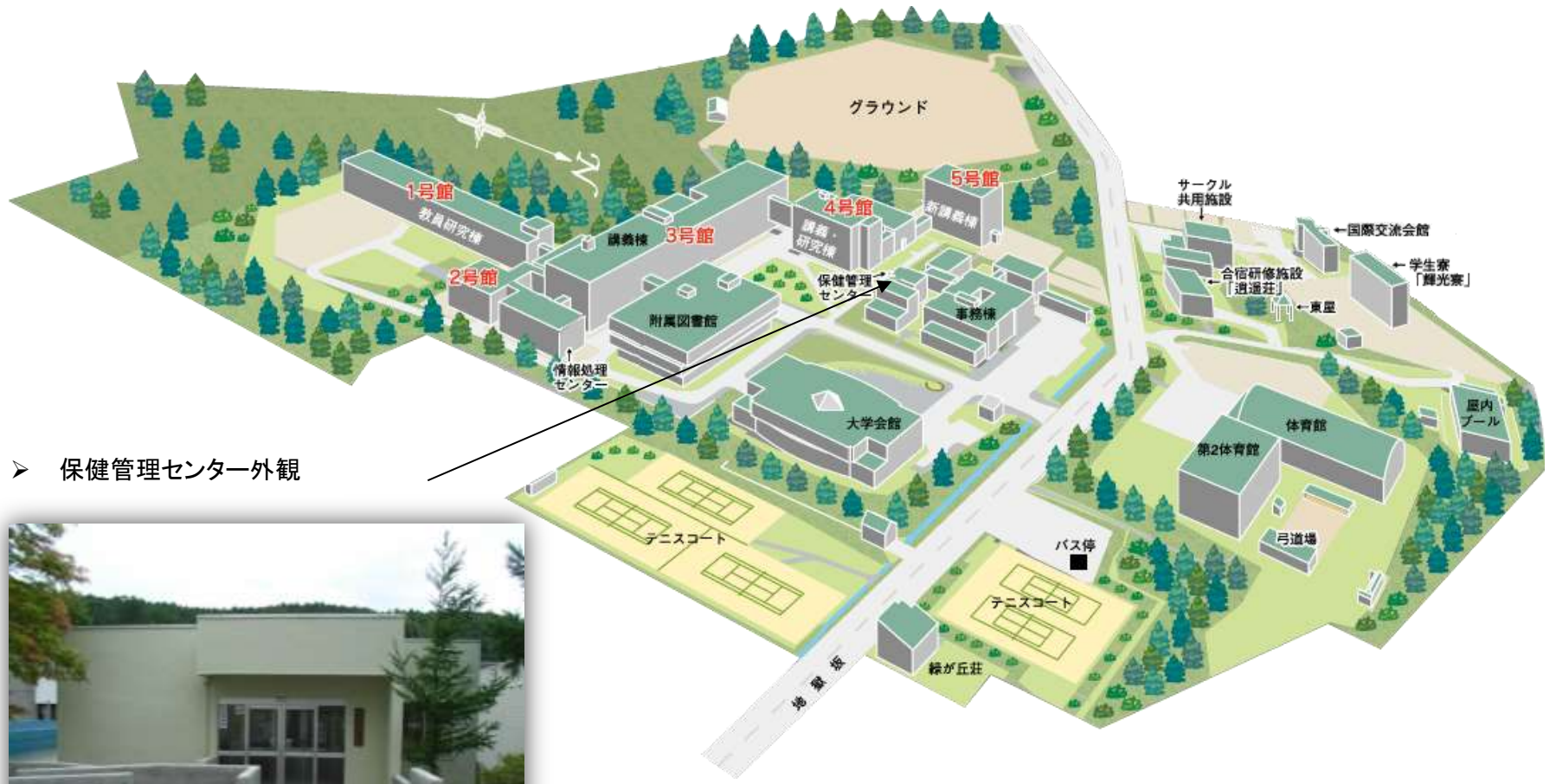
小樽商科大学保健管理センター

〒047-8501 小樽市緑 3 丁目 5 番 21 号

TEL 0134-27-5266

E-mail [c\\_hoken@office.otaru-uc.ac.jp](mailto:c_hoken@office.otaru-uc.ac.jp)

【配置図】



➤ 保健管理センター外観

